

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1018回）
東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

令和3年12月8日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【原子炉設置変更許可申請の概要について（所内常設直流電源設備（3系統目）設置）】

- 耐震性以外の観点からも特に高い信頼性を有することを明確にするため安全機能の重要度分類クラス1に相当する設計としている部分について整理し、必要に応じて補足説明資料に追記すること。
- 非常用ディーゼル発電機や他の SA 系統の電源等との位置的分散についても、57 条の適合方針として記載することを検討すること。
- 特に高い信頼性を有する電源設備として、負荷に電源を供給するという観点から、負荷までの電路も Sd 弾性設計とする必要性について検討して再度説明すること。
- SA の個別条文として選定している 5 条文を選定した理由について、46 条が含まれていない理由も含めて、改めて整理し必要に応じて修正すること。
- 遮断器の切替について、機械式インターロック等があると聞いているが、手順で「切」としている遮断器が動作せず、切替不能な場合の対応・手順について検討すること。
- 第三電源が枯渇した場合の可搬型からの対応・手順について検討すること。

以上